

平成24年度包括外部監査
「久留米市の指定管理者制度について」
包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方

久留米市

平成30年3月

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
26	市民文化部	生涯学習推進課	<p>第1 久留米市生涯学習センター</p> <p>1. 指摘</p> <p>・選定委員会の構成において久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員が過半数を占めている。</p> <p>本来、指定管理者を選定する際の選定委員は専門的な立場の委員や学識経験者など久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員が過半数を占めることが公平性の観点から望ましいと考えられている。生涯学習センター等選定委員の構成が、久留米市の外郭団体の事務局長を含めると、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員が3人となっており5人の選定委員うち過半数を占めている。指定管理者に公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団のような市の外郭団体が応募することが想定されるような場合は特に選定委員の構成に配慮すべきである。当初から市の外郭団体が有利な立場にあると判断される可能性もある。外見的な公平性を担保するためにも、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を過半数にすべきである。</p>	指摘	<p>平成26年度に新たな指定管理者を公募した際の選定委員には、久留米市から2名、その他から3名の委員を選定しました。</p>	措置済
26	市民文化部	生涯学習推進課	<p>第1 久留米市生涯学習センター</p> <p>2. 意見</p> <p>・公募期間が短い</p> <p>平成24年度からの久留米市生涯学習センターの指定管理者選定スケジュールは公募に係る資料等の配布が平成23年7月15日からであり、その後の質問の回答期限が8月24日である。この後に応募者の実質的な申請資料の作成が始まるものと考えられる。申請期間は9月1日から9月15日の期間であるため作業期間は3週間程度しかない。業務の多様性、複雑性を考えると次回の公募を想定して準備している団体か、既に以前に応募の経験のある団体にとっては対応できる期間と考えられるが、新規に参入しようとする団体にとって、詳細な収支計画や事業計画を作成することはかなりハードな日程になるのではないかと考えられる。競争原理を働かせ、より広く応募者をあつめるためには公募期間をさらに1ヶ月程度長くすることが望まれる。</p>	意見	<p>平成26年度に実施した次期(平成27年度～平成31年度)指定管理者の選定については、資料作成等に要する一定の準備期間を設けた上で次のとおりに実施しました。</p> <p>平成26年7月1日～15日 指定管理者公募告示(資料配布) 7月16日 現地説明会 8月18日～9月1日 応募書類受付</p>	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
36	市民文化部	文化振興課	<p>第3 久留米市民会館</p> <p>2. 意見</p> <p>・公募期間が短い。</p> <p>平成24年度の選考スケジュールは公募に係る資料等の配布が平成23年7月15日からであり、その後の質問の回答期限が8月24日である。この後に応募者の実質的な申請資料の作成が始まるものと考え、申請期間は9月1日から9月15日の期間であるため作業期間は3週間程度しかない。これは業務の多様性、複雑性を考えると、次回の公募を想定して準備している団体や、既に以前に応募の経験のある団体にとっては、十分対応できる期間と考えられるが、全く新規に参入しようとする団体にとっては、詳細な収支計画や事業計画を作成するにはハードな日程になるのではないかと考えられる。</p> <p>現在、新しい複合施設の建設計画が進められており、現在の市民会館は役割を終えることになる。新施設で指定管理者の募集を行う場合には、新規の応募者も含め、できるだけ広くからの応募があるように、公募期間の設定について十分配慮することが望まれる。</p>	意見	指定管理者の募集を行う際には、十分な公募期間を確保できるよう、配慮していきたい。	意見に対する見解
42	市民文化部	文化振興課	<p>第4 青木繁旧居</p> <p>2. 意見</p> <p>(1) モニタリングの分析において、利用者数の先方からの報告について、一部不備が見られた。</p> <p>先方からのモニタリング報告に対する久留米市(所管課)側のチェックのあり方、体制の確立をすべきである。</p>	意見	報告書等のチェックの仕方や体制を検討したい。	意見に対する見解
42	市民文化部	文化振興課	<p>第4 青木繁旧居</p> <p>2. 意見</p> <p>(2) 修繕業務における青木繁旧居保存会の負担は、基本協定書の第3章第13条において「軽微な修繕」となっているが、その具体的な金額について、ヒアリングの結果、事業計画書(収支計画)に計上された修繕費額の範囲内で考えているとの回答であった。</p> <p>修繕費用については、他の指定管理者の「協定書」には、具体的な金額が条文に盛り込まれているケースもある。今後、施設が老朽化していくと、修繕費用が高むことが想定されることから、指定管理者との間でトラブルにならないよう、「協定書」の中に具体的な金額を記載することについて、検討すべきである。</p>	意見	修繕費用については、指定管理者と十分に協議したい。	意見に対する見解

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
42	市民文化部	文化振興課	第4 青木繁旧居 2. 意見 (3) 収支報告書(実績)のチェックについては、所管課のヒアリングの結果、領収書のチェック等は、所管課では実施していないとのことである。 収支報告(実績)については、毎年度とは言わないが、2、3年に1回は、久留米市(所管課)による監査を行う方が望ましい。	意見	市による財務監査についても、指定管理者との信頼関係を基本に、できる限り対応していきたい。	意見に対する見解
47	市民文化部	生涯学習推進課	第5 久留米市勤労青少年ホーム 2. 意見 (1) 指定管理者制度導入の計数面での検討であるが、平成17年⇒委託料(40,346,000円)この時は収入は市側の収入としていた。 平成18年⇒指定管理料(36,176,000円)この場合は、収入は指定管理者側の収入。 その後別表(Ⅲ収支実績年次推移表)平成21年・22年・23年は33,600,000円。 指定管理者制度導入のひとつの目的として、経費の縮減も重要なポイントとなるが、前述のように、委託管理の時は、平成17年(40,346,000円)掛かっており、指定管理者制度導入後は平成18年(36,176,000円)となっているが、平成17年は「施設使用料収入」は市側に帰属し、指定管理者制度導入以降は、指定管理者側の収入となっているため、基本的には3%くらいの縮減になっている。 指定管理者制度導入としては他の目的もあるため一概には言えないが、平成23年を取っても「施設使用料収入」は3,749千円、「指定管理料」33,600千円、「支出合計」35,917千円かかっており、施設自体また施設運用面でもさらなる縮減のために、今後存続も含めて検討すべきと思われる。	意見	久留米市勤労青少年ホームの施設の必要性はあると考えているので、今後経費節減に努めながら施設の効果的な活用を図りたいと考えています。 また、今後、モニタリングを強化しながらよりよい運営ができるよう指導していきたい。	意見に対する見解
47	市民文化部	生涯学習推進課	第5 久留米市勤労青少年ホーム 2. 意見 (2) 協定書第17条2・修繕費の負担関係[1件につき50万円(消費税及び地方消費税含む)以上のものについては、久留米市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき30万円(消費税及び地方消費税含む)未満のものについては、(財)久留米文化振興会が自己の費用と責任において実施する。] この条文では、30万円以上50万円未満に対しての協定がされていない。 修繕費の負担については、明らかに協定書に不備があり、今後は正すべきである。	意見	これまで、30万円以上50万円未満の修繕においては、指定管理者との協議の上どちらが修繕を行うか決定していましたが、指摘内容を受け止め、平成26年度からの基本協定書では1件につき50万円未満の修繕は指定管理者の負担とし、50万円以上の修繕は市の負担とすることを明記しました。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
47	市民文化部	生涯学習推進課	<p>第5 久留米市勤労青少年ホーム</p> <p>2. 意見</p> <p>(3) 平成23年のモニタリング報告の数値と、収支実績表の数値に食い違いが生じている。 修正前⇒利用料収入(3,074,617円+450,400円=3,525,017円) 修正後⇒利用料収入(3,297,180円+1,644円+450,400円=3,749,224円)</p> <p>第4四半期の実績数値が、前年度の数値になっており、これはモニタリング参考資料作成時の入力ミスが原因である。 モニタリング制度の導入は、指定管理料に対してのチェック、また住民の福祉を増進する目的が存在し、さらに「公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定書等に従い、適切かつ確実な公共サービスが実施されているかを確認すると同時に、市が示したサービス水準を満たしているかを監視する手段」とあり、当然指定管理者側に報告誤りがあったとしても、市側としては常にチェックを行い、改善等指導していくべきと考える。</p>	意見	<p>今後、間違いの無いよう市側としてもモニタリング時のチェックの強化をはかりたい。 また、指定管理者との意見交換等も行い、適宜改善指導等を行いたい。</p>	今後の措置方針を決定
47	市民文化部	生涯学習推進課	<p>第5 久留米市勤労青少年ホーム</p> <p>2. 意見</p> <p>(4) 先方提出の収支実績表のチェック(監査)はなされていない。 先方提出の収支実績表については、毎年とは言わないが何年かに一度くらい監査を実施すべきである。</p>	意見	<p>今の所、指定管理者の監査を行う予定はないが、モニタリングを充実させることで対応したいと考えています。</p>	意見に対する見解

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
57	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第6 久留米市荘島体育館</p> <p>1. 指摘 修繕費の負担について、体育施設の管理に関する基本協定書第15条では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理施設の修繕、改造、増築、移設は甲(市)が実施する。 ・管理施設の改修については、1件につき10万円以上のものは甲が、1件につき10万円未満のものは乙(財団法人久留米市体育協会)が実施する。 <p>とあるが、以下の乙の負担による改修費用については、基本協定書の規定どおりになっていない。</p> <p>平成23年度 荘島体育館2階・3階ブラインドの取付 120,000円 平成23年度 荘島体育館床金具増設工事 420,000円</p> <p>また、資本的支出と修繕費の区分は、「法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額を資本的支出とし、法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又は毀損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額を修繕費とする。」(法人税法の規定による)の一般的なものである。</p> <p>久留米市においては上記第15条による金額基準のみが規定されている。財団法人地方自治総合研究所「指定管理者制度の現状と今後の課題」によれば、効果が長年にわたって生ずるものは投資として自治体が負担すべきであり、そうでないものはコストとして指定管理者が負担すべきである。しかし、実際には、コストと投資の区分ではなく、金額の大小で区分されているがために、自治体・指定管理者双方の責任が曖昧となり、施設の老朽化もあり指定管理者への負担という形で、そのしわ寄せが生じている。</p>	指摘	<p>基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨を追加する改正措置をとっています。そのうえで、修繕等の金額のみで修繕等の実施者を決めるのではなく、その効果が継続するものであるか否かを基準に決めていくよう、今後指定管理者とも協議・調整を行っていきます。</p>	措置済
58	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備(共通)</p> <p>2. 意見</p> <p>1. 業務の履行状況の確認用チェックシートによれば、平成22年度の第3・第4四半期の行政確認の記載がない。慎重な記載が望まれる。</p>	意見	<p>速やかに追記を実施いたしました。</p>	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
58	市民文化部	体育スポーツ課	第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備<共通> 2. 意見 2. 業務の履行状況の確認用チェックシートによれば、自己確認・行政確認共に同様な記載となっている。 機械的に記載しているのではないかと疑問を持つ。	意見	指定管理者の自己確認を踏まえ、改めて再確認するようチェック体制を強化いたしました。	措置済
58	市民文化部	体育スポーツ課	第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備<共通> 2. 意見 3. サービスの質に関する確認用チェックシートによれば、平成21年度第4四半期の行政確認の記載がない。上記1. と同様慎重な記載が望まれる。 また、自己確認・行政確認共に同様な記載となっている。上記2. と同様機械的に記載しているのではないかと疑問を持つ。	意見	速やかに追記いたしました。また、指定管理者の自己確認を踏まえ、改めて再確認するようチェック体制を強化いたしました。	措置済
58	市民文化部	体育スポーツ課	第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備<共通> 2. 意見 4. サービス提供の安定性に関する確認用チェックシートによれば、自主事業の平成21年度第3四半期、平成23年度第2四半期の記載がない。上記1. と同様慎重な記載が望まれる。 自主事業の平成22年度第4四半期の計画の数字が0になっている。	意見	速やかに追記修正いたしました。	措置済
58	市民文化部	体育スポーツ課	第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備<共通> 2. 意見 5. 利用者アンケート集計表の主な改善要望に対する平成22年度第2四半期については記載がないので、記載すべきである。	意見	速やかに追記修正いたしました。	措置済
58	市民文化部	体育スポーツ課	第6 久留米市荘島体育館～第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備<共通> 2. 意見 6. 利用者アンケートの回答のうち、各四半期の項目に対する不満足回答は、平成23年度第2、第3、第4四半期の施設や設備の管理状況で4件、その他は若干の件数であった。これに対する改善措置の記載がなかった。	意見	速やかに追記修正いたしました。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
61	市民文化部	体育スポーツ課	第7 久留米市西部地区体育館 1. 指摘 下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。 平成22年度 西部地区体育館屋外デッキ補修 1,474,200円 平成23年度 西田地区体育館雨漏れ調査足場工事 117,600円	指摘	基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨を追加する改正措置をとっています。今後の修繕等については基本協定書に基づき、指定管理者と適宜協議を行いながら実施していきます。	措置済
63	市民文化部	体育スポーツ課	第8 久留米市旭町テニスコート 1. 指摘 下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。 平成22年度 旭町テニスコート補修 144,900円	指摘	基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨を追加する改正措置をとっています。今後の修繕等については基本協定書に基づき、指定管理者と適宜協議を行いながら実施していきます。	措置済
65	市民文化部	体育スポーツ課	第9 久留米市筑後川漕艇場 1. 指摘 以前は2、3のスポーツクラブが定期的に利用していたが、そのクラブが廃部になったとのことでその後ほとんど利用されていない。 利用状況を見ると平成23年度15件755人の利用があったが、利用料金は0円であった。今後、どのような形で利用促進を図るかを検討すべきである。もし、利用促進が無理であれば、解体することも含めて他の用途に使用すべきである。	指摘	平成26年度以降の利用人数1,000名前後を維持しており、平成30年2月時点で1団体が定期的に施設を利用していますが、今後もご指摘を踏まえ、更なる利用促進のため、施設管理を行っている市体育協会や競技団体と協議検討を進めてまいります。	検討中
67	市民文化部	体育スポーツ課	第10 久留米市西田テニスコート 1. 指摘 下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。 平成23年度 西田テニスコート人工芝補修 200,000円	指摘	基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨を追加する改正措置をとっています。今後の修繕等については基本協定書に基づき、指定管理者と適宜協議を行いながら実施していきます。	措置済
69	市民文化部	体育スポーツ課	第11 久留米市西田体育館 1. 指摘 下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担となっている。 平成22年度 西田体育館玄関前階段補修 420,000円、西田体育館塗装工事 332,850円 平成23年度 西田体育館正面パラペット塗装 182,490円	指摘	基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨を追加する改正措置をとっています。今後の修繕等については基本協定書に基づき、指定管理者と適宜協議を行いながら実施していきます。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
74	市民文化部	体育スポーツ課	第14 久留米市立西国分小学校運動場照明設備 1. 指摘 下記修繕費の負担方法が、体育施設の管理に関する基本協 定書 第15条の規定どおりになっておらず指定管理者の負担と なっている。 平成23年度 西国分小学校屋外照明灯ランプ取替 189,000円	指摘	基本協定書について、「管理施設の改修について特別な事 情があると認められるときは甲と乙の協議により実施する」旨 を追加する改正措置をとっています。今後の修繕等について は基本協定書に基づき、指定管理者と適宜協議を行いながら 実施していきます。	措置済
77	市民文化部	体育スポーツ課	第15 久留米市立荒木中学校運動場照明設備 2. 意見 建設工事費は約1億5千5百万円と他の3箇所の照明施設と比 較して、約3倍くらいの費用が嵩んでいるにもかかわらず、53 ページの体育施設利用状況によれば、平成20年度253,100円、 平成21年度190,600円、平成22年度181,700円、平成23年度 122,700円と毎年利用金額が減少しているため、利用者の数を増 やす努力をする必要がある。	意見	平成23年度以降の利用料金は平成24年度204,000円、平成 25年度249,000円、平成26年度167,880円、平成27年度 167,240円、平成28年度150,240円となっております。年度によって 増減している状況であります。ご指摘を踏まえ、指定管理者と の協議に加え、学校施設開放運営委員会とも連携しながら、 有効な利用促進策について検討し、利用者の増加に努めて まいります。	検討中
83	市民文化部	体育スポーツ課	第16 久留米総合スポーツセンター内の久留米市体育施設 1. 指摘 (1) 野球場、武道場、弓道場の倉庫内に保管してある競技に関 連する備品は、備品台帳に記載されていないものが多数存在し ている。具体的には、野球場の倉庫内にあるグラウンド整備の用品 や、武道館の倉庫に保管されているマット等の多くは、備品台帳 に記載されていない状況である。備品台帳を作成し適時棚卸 チェックを行うべきである。	指摘	市の備品は台帳のとおり適正に管理しております。 総合スポーツセンターは、県施設と市施設が併設されてい ることから、同一の指定管理者が施設の管理を一体的に行っ ており、したがって、備品等の管理についても、指定管理者が 一体的・効率的な管理を行う中で市施設の野球場や武道館 等に市以外の備品を分散配置しているものです。	措置済
84	市民文化部	体育スポーツ課	第16 久留米総合スポーツセンター内の久留米市体育施設 2. 意見 (1) 県と市の経費負担につき、県と市に共通する経費の配賦割 合が適切か、具体的には面積比や従事割合、使用割合等を使う べきものはないか、また県と市がそれぞれ単独で負担すべきも のが他にないか、再度検討を行う必要があると考える。	意見	久留米総合スポーツセンターは、昭和48年に建設された当 初に県と市で協議し経費の配賦割合を1:1とした経緯があり ました。しかしながら、指定管理者制度が導入され、その指定 管理料の算定において、施設管理に係る支出は、県市1:1で 算定するにも関わらず、収入については、県有施設、市有施 設それぞれの収入として指定管理料を算定するという不適切 な状況でした。 このたび、(仮称)久留米スポーツセンター体育館の整備を 契機に、県と協議を行った結果、面積割合等による負担では ありませんが、平成30年度より経費を施設全体の支出、収入 ともに県市で1:1とし指定管理料を算定するに至りました。 なお、今後供用開始後に、各施設ごとに係る経費と著しく隔 たりがある場合は、県市で協議の上、見直せることとしていま す。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
90	商工観光労働部	観光・国際課	第17 久留米市立草野歴史資料館 1. 指摘 (1) 指定管理者候補者選定委員会の構成において、内部の委員が過半数を占めている。 指定管理者候補者選定委員会は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第5条に基づき、学識経験を有する者、施設の管理運営について専門的知識を有する者、市の職員、その他市長が適当と認める者のうちから委嘱することとされている。本施設の指定管理者候補者選定委員会においては、委員5名のうち、市職員が3名となっており、過半数を占めている。指定管理者に(財)久留米観光コンベンション国際交流協会のような市の外郭団体の応募が想定される場合には、特に選定委員の構成に配慮すべきであり、選定委員の過半数は久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員にすべきである。	指摘	平成28年度に設置した指定管理者候補者選定委員会において、委員6名の内4名を市及び市外郭団体以外から選出しました。	措置済
90	商工観光労働部	観光・国際課	第17 久留米市立草野歴史資料館 1. 指摘 (2) 備品の管理が徹底されていない。 指定管理者への貸与品リストはあるものの、第3期指定管理者公募(平成22年度～平成26年度)時点で現物照合して以来、チェックが行われていない。また、貸与品リストには備品番号が記載されておらず、照合が困難であるほか、備品番号シールが貼付されていない備品も存在する。現在、市により貸与品リストの備品番号記載と備品への番号シール貼付が行われているが、毎年、指定管理者が現物照合を行い、その結果を市へ報告し、市ではその報告に基づき備品台帳を更新すべきである。	指摘	平成25年度に貸与備品ヘシールを貼付するとともに、毎年、指定管理者にて現物照合を実施しその結果を報告するよう指導している。報告に基づいて必要に応じ備品台帳を修正しています。	措置済
90	商工観光労働部	観光・国際課	第17 久留米市立草野歴史資料館 1. 指摘 (3) 支出経費の計上に誤りがある。 平成21年度草野歴史資料館の決算に、山辺道文化館のエアコン撤去・再設置業務委託費が含まれている。当時の指定管理者の会計システム上、草野歴史資料館と山辺道文化館を同一科目から支出せざるを得ず、指定管理者実績報告書作成にあたっては手作業で振り分けを行っていたために発生したミスである。現在は草野歴史資料館単独の会計システムが整備されているが、このような過誤が発生しないようチェックを徹底すべきである。	指摘	平成24年度から、指定管理者より経理帳簿を提出させ、決算書とチェックを行っています。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
91	商工観光労働部	観光・国際課	第17 久留米市立草野歴史資料館 2. 意見 (1) 平成23年度業務報告書に、指定管理業務に係る事業報告書が添付されていない。 平成23年度の業務報告書に、指定管理業務にかかる事業報告書ではなく指定管理業務を含む(財)久留米観光コンベンション国際交流協会全体の事業報告書が添付されていた。本報告書は業務仕様書13(3)に指定する重要な書類であるため、平成22年度までと同様の指定管理業務について整理した報告書を添付すべきである。	意見	平成24年度から、指定管理業務について整理した報告書を受理しています。	措置済
91	商工観光労働部	観光・国際課	第17 久留米市立草野歴史資料館 2. 意見 (2) 指定管理者が購入した備品の管理が行われていない。 指定管理者が取得した備品について指定管理者の備品台帳が整備されていない。市からの貸与品と指定管理者の備品を明確に区別し、適正な管理に努めるべきである。	意見	現在のところ、指定管理者が取得した備品は存在しないため、対応不要。	意見に対する見解
91	商工観光労働部	観光・国際課	第17 久留米市立草野歴史資料館 2. 意見 (3) 指定管理料について 指定管理者制度は、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、効果的、効率的に公の施設のサービスを提供することを目的とした制度である。草野歴史資料館においては、地域の歴史資料館の保存と活用を図り、市民の教育と文化の発展に寄与するという施設の設置目的を達成するためには、展示物を充実させ、入館者数を拡大することが求められるものの、指定管理料は每期削減が行われ、入館者数も減少傾向にある。こうした事業展開には一定の経費が必要であることから、指定管理料の水準の再考や他の施設と一体で指定管理にする方法など、再検討の余地があるものと思われる。	意見	近接する施設間相互の連携による魅力向上と効率的な運営を図るため、平成29年度から平成33年度までの5年間に於いて、草野歴史資料館・山辺道文化館・世界のつばき館の3施設(耳納北麓観光拠点施設)を一括して指定管理者の選定を行いました。 指定管理料についても、現行の指定管理の実績等を踏まえ、選定委員会において協議して決定しました。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
96	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第18 山辺道文化館</p> <p>1. 指摘 (1) 指定管理者候補者選定委員会の構成において、内部の委員が過半数を占めている。 指定管理者候補者選定委員会は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第5条に基づき、学識経験を有する者、施設の管理運営について専門的知識を有する者、市の職員、その他市長が適当と認める者のうちから委嘱することとされている。本施設の指定管理者候補者選定委員会においては、委員5名のうち、市職員が3名となっており、過半数を占めている。指定管理者に(財)久留米観光コンベンション国際交流協会のような市の外郭団体の応募が想定される場合には、特に選定委員の構成に配慮すべきであり、選定委員の過半数は久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員にすべきである。</p>	指摘	平成28年度に設置した指定管理者候補者選定委員会において、委員6名の内4名を市及び市外郭団体以外から選出しました。	措置済
97	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第18 山辺道文化館</p> <p>2. 意見 (1) 平成23年度業務報告書に、指定管理業務に係る事業報告書が添付されていない。 平成23年度の業務報告書に、指定管理業務にかかる事業報告書ではなく指定管理業務を含む(財)久留米観光コンベンション国際交流協会全体の事業報告書が添付されていた。本報告書は業務仕様書13(3)に指定する重要な書類であるため、平成22年度までと同様の指定管理業務について整理した報告書を添付すべきである。</p>	意見	平成24年度から、指定管理業務について整理した報告書を受理しています。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
97	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第18 山辺道文化館</p> <p>2. 意見</p> <p>(2) 指定管理料について 指定管理料は平成22年度からの5年間は年間8,757千円となっている。常勤職員1名とパートで運営しており収支状況は厳しい。経費の推移を見ても削減に努力していることが分かる。各種企画展や教室等の自主事業の収入を含め収支は収入超過となっているが、消費税については収支報告書の中に含まれておらず指定管理者が事業全体の中で負担している。本施設の指定管理者募集に際し、現地説明会には複数の応募があったものの、応募したのは、市の外郭団体である(財)久留米観光コンベンション国際交流協会のみであり、このことは指定管理料の低さにも一因があると思われる。市の財政が厳しい中で指定管理料を引き上げることは困難と思われるが、指定管理者制度が経費の削減とサービスの向上という2つの目的を達成するためであることから、経費の削減が強調されすぎており指定管理者制度が機能していないのではないかという懸念がある。</p>	意見	<p>近接する施設間相互の連携による魅力向上と効率的な運営を図るため、平成29年度から平成33年度までの5年間に於いて、草野歴史資料館・山辺道文化館・世界のつばき館の3施設(耳納北麓観光拠点施設)を一括して指定管理者の選定を行いました。 指定管理料についても、現行の指定管理の実績等を踏まえ、選定委員会において協議して決定しました。</p>	措置済
108	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第19 久留米市田主丸ふるさと会館</p> <p>1. 指摘</p> <p>(1) JR九州との土地賃貸契約書について ふるさと会館施設の底地はJR九州からの無償借地であるが契約書が存在しない。平成17年久留米市と旧田主丸町の合併により借地人の地位が旧田主丸町から久留米市に引継がれた。早急にJR九州と久留米市との無償賃貸契約を行う必要がある。</p>	指摘	<p>平成25年4月1日付で、無償部分も含めた土地賃貸借契約を締結しました。</p>	措置済
108	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第19 久留米市田主丸ふるさと会館</p> <p>1. 指摘</p> <p>(2) 危機管理マニュアル、消防計画について 当該施設は市民文化の拠点として、地域団体との協力体制をつくり、田主丸地域における町づくりの推進、ぶどう狩り等の観光案内所機能を有するものである。従って利用者は、地域住民のみならず観光客等初めての利用者も多く、緊急時の対応は重要である。このため、指定管理を受託した事業者は、消防計画に防火訓練について定めているが、その実施記録はない。常勤職員も2名と少なく所管部門の適切な指導を行うべきである。</p>	指摘	<p>消防計画に基づいて訓練を行うよう指定管理者へ指導し、平成24年12月以降、年3回の消防訓練を実施しています。</p>	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
108	商工観光労働部	観光・国際課	第19 久留米市田主丸ふるさと会館 2. 意見 (1) 指定管理者の選定手続き等 久留米市の指定管理者制度においては公募の場合のみ、選定委員会を設けることとされているが、選定の公平性や透明性を確保する観点からは、非公募であっても半数以上の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を入れた、選定委員会設置による選定が望ましい。	意見	指定管理者候補者選定委員会を設置する場合は、委員の過半数は市及び市外郭団体以外から選出することとします。 なお、非公募の場合については、指定管理者制度の所管部局と協議した上で、関係規定に基づいて選定委員会の設置を行います。	今後の措置方針を決定
108	商工観光労働部	観光・国際課	第19 久留米市田主丸ふるさと会館 2. 意見 (2) 利用状況の測定方法について 特産展示場、河童資料館の見学者や利用者数については、当該施設は自由に出入できるため把握されていない。 当該施設が、市民にどの程度利用されているかを正確に把握する意味においても、将来的に当該施設の見学者数の把握方法を検討することが望ましい。	意見	正確な数値の把握は困難だが、来場記帳ノートを設置し、利用者数の把握に努めています。	措置済
108	商工観光労働部	観光・国際課	第19 久留米市田主丸ふるさと会館 2. 意見 (3) 市のモニタリングについて 指定管理者モニタリングレポートでは、サービスの質の状況において回収が難しい の理由で利用者に対しアンケートによる満足度調査は行われていなかった。利用者からの苦情がないとの理由のみでサービスレベルの達成状況(実績)判定5段階(S.A.B.C.D)でB判定は理解しがたい。	意見	平成24年8月から利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえ24年度からモニタリングレポートの評価を行っています。	措置済
113	総務部	財産管理課	第20 久留米市民交流センター 2. 意見 (1) 市民交流センターは職員3名体制で運営されており、歳出の77%くらいが人件費である。市民交流センターの施設のうち、くろみホールを除く会議室は18時以降の貸出であるが、受付業務のために午前中から複数の職員が勤務している。 10,000千円の指定管理料はほとんど人件費で占められている。このことは、業務の性質上妥当であるかもしれないが、3人体制で業務を行うことが適切であるかは疑問がある。また見合いの収入が1,200千円しかないため、採算性の面でも疑問が残る。担当部門としても検討はしているようだが、指定管理料の縮減のためには出来るだけ早く見直しを行い、効率の良い運営を図るべきである。	意見	窓口の状況を踏まえ、職員の配置について検討した結果、平成25年度よりフルタイム職員2名と短時間パート職員1名の体制に改めました。 この結果、10,000千円の指定管理料を8,500千円に圧縮しています。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
114	総務部	財産管理課	第20 久留米市民交流センター 2. 意見 (2) 稼働率は50%程度であり、決して高くはない。また、平成22年度、23年度は、平成21年度を下回っている。これは①18時以降も市が使用することがあったり、市が念のためにした18時以降や土日の予約を速やかに取消さず、一般の予約がとりにくい状況になっていること、②認知度の問題として一般に利用できることが、知られていないことに原因があると思われる。 稼働率を上げるためには「広報くるめ」等に掲載し、広く知らしめる広報を行うとともに、市の使用方法を早急に改善すべきである。	意見	<p>頂戴した意見に関しては、以下のとおり、改善を図ったところ です。今後は、こうした取組みの継続が必要であると考えており、 対策に努めていきたい。</p> <p>①市の予約の取消し漏れについては、各部局に周知するとともに、 取消し漏れが発生するたびに指導を行っています。</p> <p>②指定管理者である久留米市文化振興会の広報誌「みどりのリズム」 に掲載しました。</p>	措置済
114	総務部	財産管理課	第20 久留米市民交流センター 2. 意見 (3) 収支報告(実績)についての、部による監査は実施されていない。 収支報告(実績)については毎年とは言わないが、2年に1回か3年に1回くらいは、部にて監査を行うべきである。	意見	<p>3カ年の指定管理期間の中間年に監査を実施することとしました。 現在の指定管理者については、平成26年度が中間年であることから、 第一半期終了後に中間監査を実施し、年度終了時にも監査を実施する 予定です。</p>	今後の措置方針を決定
120	子ども未来部	児童保育課	第21 久留米市保育所 1. 指摘 川会保育所に関して業務仕様書の17事業報告で提出が要求されている月報の内(1)入退所報告(2)職員名簿が無い月が見られる。市では別途データを入手して確認しているとのことであるが、入退所報告、職員名簿とも重要書類であり正式の報告書として月報に綴じ込んでおく必要がある。	指摘	<p>速やかに該当保育所に依頼し(1)入退所報告(2)職員名簿を月報に綴じ込みました。データ管理のみではなく書類での管理も徹底いたします。</p>	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
126	健康福祉部	長寿支援課	<p>第22 久留米市三潯総合福祉センター</p> <p>1. 指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会の構成において内部の選定委員が過半数を占めている <p>本来、指定管理者を選定する際の選定委員は専門的な立場の委員や学識経験者など、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員が過半数を占めることが公平性の観点から望ましいと考えられている。三潯総合福祉センター選定委員の構成が久留米市の関係者が4人となり選定委員6人の内過半数を占めている。指定管理者に社会福祉法人久留米市社会福祉協議会のような市の外郭団体が応募することが想定されるような場合は、特に選定委員の構成に配慮すべきである。公平性を担保するために久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を過半数にすべきである。</p>	指摘	<p>次期指定管理者一般公募(平成26年度)においては、指定管理者選定委員会の委員選定について、内部委員(市職員)3名に対し、外部委員(外部の有識者や専門家等)を3名とし、半数以上を登用し、是正を行いました。</p>	措置済
126	健康福祉部	長寿支援課	<p>第22 久留米市三潯総合福祉センター</p> <p>2. 意見</p> <p>(1) 備品管理台帳の整備について</p> <p>備品の現物照合は毎期、指定管理者によって実施されているが台帳には当初の募集要項に記載された「久留米市三潯総合福祉センター貸与品リスト」をもとに廃棄品を除いたものが使用されている。これには備品No.は記載されておらず現物照合時には備品を特定するのに苦労している。備品の現物には備品No.の記載されたシールが添付されているのだが用をなしていない。市では備品No.の記載されたものデータを所有しているのだから、指定管理者に現物照合前に渡し、指定管理者はこれに基づいて現物照合を行いその証跡を台帳上に残したものを市に報告すべきである。その結果を受けて市では備品台帳を更新すべきである。</p>	意見	<p>次期指定管理者一般公募(平成26年度)にあたり、貸与備品を精査し、指定管理者に貸し出しを行っています。</p>	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
127	健康福祉部	長寿支援課	<p>第22 久留米市三潁総合福祉センター</p> <p>2. 意見</p> <p>(2) 利用者数の減少傾向に対処する方策の検討について 平成22年度に施設のリニューアルを実施しており、その工事の期間の影響で総利用者数は前年に比較し7,554人減少している。リニューアル後の平成23年度には利用者数は回復し前年比5,267人増加したが、リニューアル前の平成21年度に比べると2,278人減少している。リニューアルによる集客効果があまり無かったという結果になっている。この要因はリニューアルといってもその内容が主に外観や内装の修復にかけられており、設備に目新しい物を導入するといったものではなかったこと、近隣周辺に競合するような施設が増えたことによるものと考えられる。利用者の構成は高齢者が多いとのことである。設備の利用がない場合は入館料を取っていないこともあるが、平成23年度の子どもの利用者は年間387人と少ない。家族連れの利用が少ないことを意味している。</p> <p>総合福祉センターという本来の目的からは十分とは言えない。交通アクセスに関しても最寄りの駅である西鉄犬塚駅から500メートル程の距離があり、三潁駅からは徒歩15分と自家用車を持たない高齢者にとっては利用しにくいのも利用者が減少している要因になっているものと思われる。施設のリニューアルも行っており、今後は家族連れを取り込む方法、三潁地域に限らず市内全域に集客を呼びかけるような方法を検討すべきである。</p>	意見	<p>指定管理者においても、様々な自主事業を展開するとともに、指定管理者自らホームページを作成するなど、三潁総合福祉センター利用者の集客に努めるとともに、近隣施設との連携を図っています。</p> <p>また、次期指定管理者一般公募(平成26年度)において、指定管理者より様々な利用者の増加に向けた提案がなされており、引き続き市と指定管理者で利用者増に努めてまいります。</p>	措置済
137	健康福祉部	長寿支援課	<p>第23 久留米市田主丸老人福祉センター</p> <p>1. 指摘</p> <p>(1) 備品管理について 久留米市からの貸与品リストに記載があるものの、存在しない備品がある。平成21年10月管理運営業務仕様書作成時、久留米市と久留米市田主丸地域社会福祉協議会の双方に確認懈怠がある。早急に訂正されたい。</p>	指摘	<p>平成24年度に指摘のあった備品については、備品貸与リストから削除しました。</p>	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
137	健康福祉部	長寿支援課	第23 久留米市田主丸老人福祉センター 2. 意見 (1) 指定管理の選定手続き等(手続2-(1)-②) 選定理由は報告され妥当性は認められるが、選定の公平性透明性を確保する観点からは、非公募であっても半数以上の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を入れた選定委員会設置による選定が望ましい。	意見	平成17年10月18日付け17財第203号17行第42号企画財政部長、総務部長通知に基づき、選定委員会に諮ることなく施設所管課において審査を行い、市長決裁をもって指定管理者候補者を決定しています。 なお、次期指定管理者においては、平成26年度に公募を行い、平成26年12月市議会にて、指定管理者の指定について議決されました。指定管理者選定委員会の委員選定については、内部委員(市職員)3名に対し、外部委員(外部の有識者や専門家等)を3名とし、半数以上を登用しております。	措置済
137	健康福祉部	長寿支援課	第23 久留米市田主丸老人福祉センター 2. 意見 (2) 金銭出納簿の有無 現金管理について(手続2-(4)-②) 現在預金通帳、印鑑ともにセンター所長が管理している。区分管理が望ましい。	意見	平成25年度に指導を行い、代表者印と通帳を区分して管理しております。	措置済
147	健康福祉部	長寿支援課	第24 久留米市高齢者と子どもの交流施設 1. 指摘 (1) 危機管理マニュアル、消防計画について 当該施設は高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション等のための場の提供と高齢者と子どもの世代間交流を大きな目的としていることから利用者は高齢者と子どもが大多数を占める。久留米市高齢者と子どもの交流施設管理運営業務仕様書12-(5)緊急時の対応に日頃より防災訓練を行い、利用者、職員の安全確保を求めるとされているにもかかわらず、防災訓練の実施記録はない。当該施設は単独施設であり、担当者も高齢者のため、適切な指導を求める。	指摘	平成25年度に消防訓練の実施について、指定管理者へ指導を行い、実施しました。消防署への届出内容(危機管理マニュアル、消防計画等)を再確認し、必要に応じ指導を行ってまいります。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
147	総務部 健康福祉部	行財政改革推進課 長寿支援課	第24 久留米市高齢者と子どもの交流施設 2. 意見 (1) 指定管理の選定手続き等 選定理由は報告され妥当性は認められるが、選定の公平性透明性を確保する観点からは、非公募であっても半数以上の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を入れた、選定委員会設置による選定が望ましい。	意見	非公募による選定の場合は、平成17年10月18日付け17財第203号17行第42号企画財政部長、総務部長通知に基づき、施設所管課において審査を行い、市長決裁をもって指定管理者候補者を決定しています。 公募の場合とは異なり、外部委員を入れた選定委員会を設けていないことから、選定の公平性を確保し、透明性を高めるための機能の必要性について認識しています。 そのため、まずは、公募による指定管理者の選定への移行を進めていきたいと考えており、毎年度実施している公の施設の管理方法についての調査に基づき、施設の設置目的や利用状況などを踏まえながら、公募への移行に向けて、各所管部局との意見交換を実施しています。 今後も、それぞれの施設の性質等に応じた管理運営について検討していくとともに、非公募による選定の場合における選定過程へのチェック機能をどのように構築していくのかについて、研究していきます。	検討中
147	健康福祉部	長寿支援課	第24 久留米市高齢者と子どもの交流施設 2. 意見 (2) 金銭出納簿の有無 現金管理について 現在預金通帳、印鑑ともに運営委員長が管理している。区分管理が望ましい。	意見	平成25年度に指導を行い、代表者印と通帳を区分して管理しております。	措置済
147	健康福祉部	長寿支援課	第24 久留米市高齢者と子どもの交流施設 2. 意見 (3) 市のモニタリングについて 指定管理者モニタリングレポート 今後の改善項目等の中に高齢者と子どもが触れ合う機会や、高齢者が持つ経験や知識を子どもに伝える場を提供することによって、更なる高齢者と子どもの世代間交流などの事業展開を推進する必要がある。とあるが平成23年度高齢者と子どもの交流事業はもちつき大会1回のみである。今後の事業内容の再考が必要である。	意見	指定管理者と協議し、平成25年度からラジオ体操やしめなわ作り等の高齢者と子どもがふれあう事業について、当該交流施設を使用し実施しております。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
160	健康福祉部	長寿支援課	第25 久留米市老人いこいの家 1. 指摘 (1) 備品管理について 荘島老人いこいの家、京町老人いこいの家ともに備品の現状と備品台帳が不一致。管理が不十分である。早急な改善指導を求める。 また、西国分老人いこいの家ではエアコンに備品シールが貼付されていない。備品シールの貼付は久留米市物品取り扱い規則第21条に定められている。規則に則り、適正な管理に努められたい。	指摘	平成26年度の次期いこいの家指定管理について、募集(非公募)時において貸与備品を精査し、指定管理者へ備品貸し出しを行っています。 また、備品購入後、備品シール貼り付けを適切に行うよう、課内の事務管理を徹底しています。なお、西国分老人いこいの家に設置しているエアコンにつきましては、平成25年度に備品シールの貼り付けを行っております。	措置済
160	健康福祉部	長寿支援課	第25 久留米市老人いこいの家 1. 指摘 (2) 危機管理マニュアル、消防計画について(手続2-(4)-④) 当該施設は高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション等のための場の提供を大きな目的としていることから利用者は高齢者に限られる。 久留米市老人いこいの家管理運営業務仕様書11-5緊急時の対応に、日頃より防災訓練を行い、利用者、職員の安全確保を求めるとされているにもかかわらず、防災訓練の実施記録はない。当該施設は管理担当者も高齢者が多い、適切な指導を求める。	指摘	平成25年度に消防訓練の実施について、指定管理者へ指導を行い、実施しました。消防署への届出内容(危機管理マニュアル、消防計画等)を再確認し、必要に応じ指導を行ってまいります。	措置済
160	健康福祉部	長寿支援課	第25 久留米市老人いこいの家 1. 指摘 (3) 久留米市のモニタリングについて(手続き3) モニタリングレポート作成にあたり22施設より四半期ベースでモニタリング確認用チェックシートの提出を求めているが未提出の施設がある。久留米市の指導の徹底を求める。	指摘	平成25年度に指定管理者に対し指導を行うとともに、モニタリング確認用チェックシートの提出を徹底しております。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
160	総務部 健康福祉部	行財政改革推進課 長寿支援課	第25 久留米市老人いこいの家 2. 意見 (1) 指定管理者の選定手続き等 選定理由は報告され妥当性は認められるが、選定の公平性透明性を確保する観点からは、非公募であっても半数以上の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を入れた、選定委員会設置による選定が望ましい。	意見	非公募による選定の場合は、平成17年10月18日付け17財第203号17行第42号企画財政部長、総務部長通知に基づき、施設所管課において審査を行い、市長決裁をもって指定管理者候補者を決定しています。 公募の場合とは異なり、外部委員を入れた選定委員会を設けていないことから、選定の公平性を確保し、透明性を高めるための機能の必要性について認識しています。 そのため、まずは、公募による指定管理者の選定への移行を進めていきたいと考えており、毎年度実施している公の施設の管理方法についての調査に基づき、施設の設置目的や利用状況などを踏まえながら、公募への移行に向けて、各所管部局との意見交換を実施しています。 今後も、それぞれの施設の性質等に応じた管理運営について検討していくとともに、非公募による選定の場合における選定過程へのチェック機能をどのように構築していくのかについて、研究していきます。	検討中
160	健康福祉部	長寿支援課	第25 久留米市老人いこいの家 2. 意見 (2) 金銭出納簿の有無、現金管理について 預金通帳、印鑑ともに管理者が同一の施設が複数ある。区分管理が望ましい。	意見	平成25年度に指導を行い、代表者印と通帳を区分して管理しております。	措置済
160	健康福祉部	長寿支援課	第25 久留米市老人いこいの家 2. 意見 会計監査について 収支決算書・利用実績報告書の監査を受けていない施設が見受けられた。会計の健全性透明性を担保する上でも監査を受けるのが望ましい。	意見	平成26年1月に指定管理施設の施設管理責任者に対し、会計監査の実施状況を確認し、会計の内部監査を受けていない施設管理責任者に対し指導を行っております。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
170	健康福祉部	長寿支援課	<p>第26 久留米市北野老人いこいの家</p> <p>1. 指摘</p> <p>(1) 備品管理について</p> <p>久留米市より貸与の掃除機が1台不明である。市の監査も行なわれておらず、指定管理者からの報告もなされていない。また、エアコンに備品シールが貼付されていない。備品シールの貼付は、久留米市物品取り扱い規則第21条に定められている。規則に則り、適正な管理をすべきである。</p>	指摘	<p>故障に伴い、指定管理者により代替掃除機を購入しているため、北野総合支所市民福祉課において、貸与備品を再確認し、廃棄されていた備品(掃除機)については、廃棄処分の手続きを行いました。</p> <p>備品購入後、備品シール貼り付けを適切に行うよう、課内の事務管理を徹底しております。</p> <p>また、空調設備などの付帯施設の取扱いについては、市のルールに準じ取扱いを行うこととしております。</p>	措置済
170	健康福祉部	長寿支援課	<p>第26 久留米市北野老人いこいの家</p> <p>1. 指摘</p> <p>(2) 危機管理マニュアル、消防計画について</p> <p>当該施設は高齢者に対して教養の向上及びレクリエーション等のための場の提供を大きな目的としていることから利用者は高齢者に限られる。</p> <p>久留米市北野老人いこいの家管理運営方針1-4-(7)緊急時の対応に日頃より防災訓練を行い、利用者、職員の安全確保を求めるとされているにもかかわらず、防災訓練の実施記録はない。当該施設は単独施設であり、担当者も高齢者のため、所管部門の適切な指導を行うべきである。</p>	指摘	<p>平成24年度に消防訓練の実施について、指定管理者へ指導を行い、防災(防火)避難訓練を実施しました。消防署への届出内容(危機管理マニュアル、消防計画等)を再確認し、必要に応じ指導を行ってまいります。</p>	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
170	総務部 健康福祉部	行財政改革推進課 長寿支援課	第26 久留米市北野老人いこいの家 2. 意見 (1) 指定管理者の選定手続き等 選定理由は報告され妥当性は認められるが、選定の公平性透明性を確保する観点からは、非公募であっても半数以上の久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を入れた、選定委員会設置による選定が望ましい。	意見	非公募による選定の場合は、平成17年10月18日付け17財第203号17行第42号企画財政部長、総務部長通知に基づき、施設所管課において審査を行い、市長決裁をもって指定管理者候補者を決定しています。 公募の場合とは異なり、外部委員を入れた選定委員会を設けていないことから、選定の公平性を確保し、透明性を高めるための機能の必要性について認識しています。 そのため、まずは、公募による指定管理者の選定への移行を進めていきたいと考えており、毎年度実施している公の施設の管理方法についての調査に基づき、施設の設置目的や利用状況などを踏まえながら、公募への移行に向けて、各所管部局との意見交換を実施しています。 今後も、それぞれの施設の性質等に応じた管理運営について検討していくとともに、非公募による選定の場合における選定過程へのチェック機能をどのように構築していくのかについて、研究していきます。	検討中
177	農政部	みどりの里づくり推進課	第27 久留米市複合アグリビジネス拠点施設(通称:道の駅) 2. 意見 ・みどりの里づくり推進機構に関する情報を通査した。その中で、担当者に電話で財団法人久留米しみどりの里づくり機構が現在、特例民法法人であり、一般財団法人への移行認可の申請中であることを確認した。この中には、世界つつじセンター部門、道の駅部門、ふれあい農業公園部門の3部門があり、現在一般会計で世界つつじセンター、特別会計で道の駅ぐるめとふれあい農業公園があるので全部まとめて当該財団法人が管理していることを確認した。今後モニタリングレポートが確立されているかどうか検討しなければならない。	意見	モニタリングレポートについては、「久留米市指定管理者制度モニタリングマニュアル」に基づき、年4回のモニタリングチェックシートの提出を求め、情報交換や現場確認などを行っております。今後も、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行うなど、適正な施設運営に努めて参ります。	措置済
178	農政部	みどりの里づくり推進課	第27 久留米市複合アグリビジネス拠点施設(通称:道の駅) 2. 意見 ・概要把握、決算についての質問、平成20年5月開業から順調である。売上の15%を手数料収入とするので在庫管理がいらぬ。ただし、予算管理上、費用の予算の立て方をもっとタイトに計上する必要がある。自主事業のみで採算管理を行うにあたり実績主義なので甘えはゆるされぬが、市(農政部みどりの里づくり推進課)からのチェックを定期的に行うことが望ましい。	意見	毎月の売上げ等の月報及び1・4半期毎の収支見込みの報告など、定期的に指定管理者と協議しているため、今後についても継続した把握に努めていきたい。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
178	農政部	みどりの里づくり推進課	第27 久留米市複合アグリビジネス拠点施設(通称:道の駅) 2. 意見 ・駅長を中心としたマネジメントは良好である。現金預金実査、備品管理台帳からサンプルチェックをしたが、問題はなかった。ただし、売上スペースが増えるので良いことだが売上の棚(木製)の備品管理をどのようにすればよいか検討する必要がある。	意見	指定管理者により購入された備品(売上棚)については、指定管理者において台帳を作成し適正に管理を行っております。また、施設運営に必要な備品の購入については、指定管理者と協議し、決定していきます。	措置済
185	農政部	みどりの里づくり推進課	第28 久留米ふれあい農業公園 2. 意見 ・所長から概要の説明を受けた。決算についての質問、平成10年にできた施設なので古くなってきており、修繕の必要がある。受託事業と自主事業とがあり、受託事業は指定管理料によって賄っている。自主事業については、余剰金があるが受託事業にも振りあてている。課題としては、現金預金管理に問題はないが、固定資産管理を所管部署(久留米のみどりの里づくり推進課)により管理することが必要と判断した。30万円未満の少額な修繕は指定管理者が負担するが、それ以外の多額な負担については市が負担するようになっている。	意見	施設の老朽化の対応としては、『久留米市公共施設白書』の方針に基づき、計画的に管理を行っております。その上で、小規模な修繕については、指定管理者と「基本協定書」を結び、その中で30万円未満の修繕については指定管理者で対応しています。それ以外の部分については、修繕の必要性により優先順位を付け、市で計画的に対応しております。	意見に対する見解
185	農政部	みどりの里づくり推進課	第28 久留米ふれあい農業公園 2. 意見 なお、指定管理者であるが公募でない理由の(2)その費用対効果に伴う経費縮減については、次の3期決算書推移表によれば、以下の理由で今後検討すべきである。 (1)経常収益②事業収益の自主事業収入は3期ともあまり変わらないにもかかわらず、(2)経常費用①自主事業活動費では平成21年度から平成23年度にかけて約100万円近く増加していること、そして、経常収益がこの3期間で約50万円しか増加していないにもかかわらず、経常費用は370万円増加している。ただし、平成21年度は財団法人みどりの里づくり推進機構が指定管理者となった初年度であるので、平成22年度と23年度の比較を行うと経常収益、経常費用の変化はあまり見られない。	意見	ご指摘のとおり、指定管理初年度(H21年度)については、受託事業及び自主事業を計画どおり実施したが、支出について慎重に行いました。2年目(H22・23年度)以降については、1年目の実績を踏まえて、自主事業の充実を図ったため、その結果支出増となりました。 経費の抑制をしつつ、当施設の設置目的に沿った事業の充実、PRにより、利用者の増加、利用者の満足度の向上を図るために、指定管理者と協議を重ねて参ります。	意見に対する見解

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
185	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第28 久留米ふれあい農業公園</p> <p>2. 意見</p> <p>また、モニタリングレポートは以下の理由で改善されたい。</p> <p>・四半期ごとのチェックシートにより市に報告されているが、決算書との連動性(透明性)を確保するためには、その業務の履行状況の確認用チェックシートを最終的な年間実績「施設利用及び利用料統計」様式によりまとめるのが一番わかりやすい。2期決算比較して始めて昨年よりよかったのか悪かったのか、あるいは当初の事業計画と比較して良かったのか悪かったのかわかるからである。たとえば、平成22年度と23年度の比較では、総利用者数は平成22年度が110,959人であるが平成23年度が109,526人と減少しているにもかかわらず利用料収入としては約10万円増加している。これは、利用者合計では1,433人減であるが、利用料収入とは関係のない散策広場利用者が、41,608人から41,146人へと462人減少していて、利用料収入に貢献する農園利用者が40,681人から40,750人へと69人増加しているからである。また、減免利用者との関係も合わせて詳細な説明が必要である。このように、数期間比較や定点分析などを駆使して検討説明していただくことが大事である。「道の駅ぐるめ」の管理スタイル(利用状況報告)などを参照されたい。</p>	意見	<p>利用者と利用料の連動した「施設利用及び利用料統計」様式に変更し、収入増減、有料利用者と無料利用者(散策公園利用者)の増減の把握に努めております。</p>	措置済
191	農政部 (協働推進部)	生産流通課 (地域コミュニティ課)	<p>第29-2 久留米市北野地区域コミュニティセンター</p> <p>1. 指摘</p> <p>入手依頼した総会資料の中で、監事による監査があったにもかかわらず平成21年度決算数値に間違いがあった。直近ではなかったが、監事の監査を適切に実施すべきである。</p>	指摘	<p>ご指摘の点は、事務作業上での数字入力の誤りであるため、総会において、平成21年度の決算数値の誤りを報告されました。</p> <p>また、現在の監事に対して、今後は適切に監査を行うように再度、指導を行いました。</p>	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
191	農政部 (協働推進部)	生産流通課 (地域コミュニティ課)	第29-2 久留米市北野地区域コミュニティセンター 2. 意見 管理運営についてはもっと明確にする必要がある。つまり、年間の運営は区費・自治会費で賄われているといっても市の所有物の中で行われるのであるから、市としてもその有効性、経済性、効率性を要求できるはずである。これは、市の財政を一地域住民の便益のみを考慮することにならないのかが疑問になる。その点、公平性、透明性に欠けることになる。まずは、これについては、条例規約など明確にしていく必要がある。つまり、どういった場合や金額については市が負担するが、そうでない場合には負担しないで自治会で負担するという具合にである。これにより、市からの制約を受けることなく自由に管理運営できる部分とそうでない部分との区分けが明確になる。 こういった意味で管理責任区分があいまいである。備品管理台帳などの整備が必要である。	意見	市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しています。 しかし、この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、その中で、各種行為において施設の所有者と管理者の役割区分が明確に示されていない状況にありました。 このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。また、備品台帳については整備いたしました。	措置済
192	農政部 (協働推進部)	生産流通課 (地域コミュニティ課)	第29-2 久留米市北野地区域コミュニティセンター 2. 意見 また、市の所管部署としても合併の弊害が顕著に見られた。つまり、発端が国の農林水産省管轄ということで本市では農政部生産流通課が担当しているが、実質の業務は北野総合支所産業振興課で行っている。もともとは、旧来から公民館という位置付けで運営されており、しかも区長と北野町長との契約から始まった事業なので市が管理するというより町ひいては地域住民が受益者ということになるので負担するのは当たり前のだが、ほとんどといってもよいが北野総合支所産業振興課に依存しているのが現状である。	意見	ご指摘のとおり、市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しているが、この施設は北野総合支所が一部事務の補助をしている状況にあります。 そこで、平成25年度中に条例を廃止し、従来の管理運営方法から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し、住民自ら管理運営する方式に変更しています。	措置済
194	農政部 (協働推進部)	生産流通課 (地域コミュニティ課)	第30 久留米市北野地区赤司一区コミュニティセンター 2. 意見 監査の趣旨説明後、3月26日の預金残高が平成23年度決算報告書として次年度繰越金であることを通帳で確認した。備品管理台帳などの整備が必要である。	意見	ご指摘を踏まえ、財産台帳を整備し、必要な書類は施設に常置しています。 なお、この施設は市内のほかの類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式を改め、平成26年度からは普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し、住民自ら管理運営する方式に変更しています。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
198	農政部 (協働推進部)	生産流通課 (地域コミュニティ課)	第32 久留米市城島地区西青木コミュニティセンター 2. 意見 施設の概要及び利用状況を把握した。概要は、基本的に地区公民館及び自治会、婦人会などから構成されていて、市町村合併前から地域の独自性を生かしたコミュニティセンターとして指定管理者制度の一環で運営されている地域公民館としては学校区として30地区に区分けされており、合併後は地域振興課が担当所管であり、農政部門の流れで産業振興課が当コミュニティセンターの所管をしている。基本的に定期的な監査などを受けていないで専らモニタリング報告などを行っているのみである。近々シロアリ予防のため、駆除の予算化が必要となる。年間の公民館使用料は59千円で区の収支会計の中の雑収入で計上されている。公民館管理者は、地区の代表者2名が年間数万円で受託している。ほとんどの原資は一世帯当たり月1000円の区費で賄っていて、50万円だけの助成金がある。いずれにしろ、区の収支会計とコミュニティセンターとの会計が入り混じっている。	意見	ご指摘のとおり、市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しています。 しかし、この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、その中で、一部地域自治会の会計と混在している状況にありました。 このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。	措置済
198	農政部 (協働推進部)	生産流通課 (地域コミュニティ課)	第32 久留米市城島地区西青木コミュニティセンター 2. 意見 また、市からの指定管理により施設管理も任されているが、固定資産台帳なるものが存在しないので備品管理台帳などの整備が必要である。	意見	この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、備品台帳及び施設の図面等施設の維持管理を行うために必要な書類が現地にないことは適切ではありませんでした。 このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。 現在、市所有の備品はありませんが、地元所有の備品について台帳を整備しています。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
201	農政部 (協働推進部)	生産流通課 (地域コミュニティ課)	第33 久留米市三潴地区大犬塚コミュニティセンター 2. 意見 (今後の検討事項) 大犬塚コミュニティセンターは、平成9年にできて以来ひび割れなど建物、設備が古くなってきているので来年度に改装工事を実施するための要望書を市に対して提出されている状況である。大犬塚コミュニティセンターは、地方自治法第244条の2、久留米市農村コミュニティセンター条例、同施行規則、管理運営業務仕様書、事業計画書等に従い、管理業務を遂行しなければならないことになっており、かつ、当該管理運営業務仕様書9において「施設等の補修について、管理者は、施設及び設備を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行うものとする。また、必要に応じて、電球などの日常的な管理で必要となる部品や消耗品の購入や小規模の補修を行うものとする。」規定されている。しかしながら、小規模の補修についての具体的な金額などの規定がないために、どこまでが市の予算から賄えるのか曖昧である。そのため、負担を明確にすべきである。	意見	市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しています。 しかし、この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、その中で、補修の負担区分等が明確に示されていない状況にありました。 このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。	措置済
204	農政部 (協働推進部)	生産流通課 (地域コミュニティ課)	第34 久留米市三潴地区新栄町コミュニティセンター 2. 意見 新栄町では、コミュニティセンターのみの特別会計ではなく、新栄町自治会の収支決算の中にコミュニティセンター会計が入り混じっている。本来はコミュニティセンターとして自治会の収支とは別に管理するのが本来の姿である。別に管理すべきである。	意見	ご指摘のとおり、市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しています。 しかし、この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、その中で、一部地域自治会の会計と混在している状況にありました。 このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
204	農政部 (協働推進部)	生産流通課 (地域コミュニティ課)	第34 久留米市三潯地区新栄町コミュニティセンター 2. 意見 小規模の補修についての具体的な金額などの規定がないために、どこまでが市の予算から賅えるのか曖昧で大犬塚コミュニティセンター同様に対応に苦慮している。それは、浄化槽が故障したが、この修繕費は市で賅われるのか自治会自体が負担するのか明確になっていない。明確にすべきである。	意見	市内の類似施設では地域住民が自ら管理運営する方法で管理しています。 しかし、この施設は指定管理による管理運営方式で管理しており、その中で、補修の負担区分等が明確に示されていない状況にありました。 このような中、市内の他の類似施設と同様にするために平成25年度に施設の条例を廃止し、従来の指定管理による管理運営方式から平成26年度から普通財産として地域に無償貸与する形での利用形態に変更し住民自ら管理運営する方式に変更しています。	措置済
211	都市建設部	生活道路課	第35 久留米市営駐車場 2. 意見 部としては先方の監査報告の記載のある決算書の入手を行い、収支差額の検討は行っているが、直接の監査は実施していない。 先方提出の収支実績表に対し毎年とは言わないが、数年に一回くらいは監査をする必要がある。	意見	平成25年12月9日～10日において監査を実施しております。	措置済
217	協働推進部	協働推進課	第36 久留米市市民活動サポートセンター 1. 指摘 (1) 第2回目の選定委員会が2名の外部選定委員が欠席したなかで行われている。 平成20年9月29日(月)開催の久留米市市民活動サポートセンター指定管理者候補者選定委員会第2回議事録によれば、5名の選定委員の内2名の外部選定委員が欠席しており、3名の内部選定委員の出席をもって開催されている。議事の内容は、(1)現地説明会報告、指定管理者募集に関する質問及び回答、資格確認報告 (2)指定管理者候補者応募に関する書類・面接審査について(スケジュール、審査表、書類予備審査方法、審査基準、審査最低基準、審査基準配点表・質問内容記載表、管理に係る収支計算書) (3)今後のスケジュール である。実際の審査は第3回目に行われるが、その選定方法についての説明が議題の中心となっている。外部選定委員は、審査が公平に行われるために選任されており欠席する影響は大きい。選定委員会としては、外部選定委員の出席を優先的に考慮して開催の日程を決定すべきである。後日、2名の欠席委員に内容の説明はあったものと思われるが、本会議の出席を優先すべきであった。	指摘	第3期(平成26～30年度)の指定管理者を選定するにあたって平成25年度に設置した選定委員会では、全3回の会議全てで全委員が出席いただける日程を調整し、議論いただいています。	措置済

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
217	協働推進部	協働推進課	<p>第36 久留米市市民活動サポートセンター</p> <p>1. 指摘 (2) 選定委員会の構成において、内部選定委員が過半数を占めている。 本来、指定管理者を選定する際の選定委員は専門的な立場の委員や学識経験者など、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員が過半数を占めることが公平性の観点から望ましいと考えられている。久留米市市民活動サポートセンター指定管理者候補者選定委員の構成は委員5名中3名が市の関係者となっている。過半数は久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員にすべきである。</p>	指摘	<p>平成25年度に設置した選定委員会では、選定委員の構成を見直し、外部委員3名、内部委員3名の計6名構成とし、内部委員が過半数を占めないよう調整を図っています。</p>	措置済
217	協働推進部	協働推進課	<p>第36 久留米市市民活動サポートセンター</p> <p>2. 意見 (1) 収支報告書の様式について市と指定管理者において協議する必要がある。 平成23年度の収支報告書の様式について、指定管理者は県に提出する非営利活動法人の決算書の様式(損益計算書、事業費及び一般管理費内訳書)で市に報告している。収支報告書の実績報告は年度の事業計画の収支報告書と比較できる様式で報告することが望ましい。総勘定元帳と照合の結果、内容的には正しく作成されていることを確認したが、会計単位の名称が「久留米市民活動支援機構」となっており誤解を生じやすいので市の他の部所を参考にするなど様式について指定管理者と打ち合わせをする必要がある。</p>	意見	<p>収支報告については、各事業に応じた収支が不明瞭な収支報告書となっていたことから、収支計画と収支報告との確認作業がスムーズに行えるよう、事業ごとの決算内容を提出させるようにしています。</p>	措置済